

○新宿区学童クラブ条例

平成12年3月24日

条例第31号

改正 平成15年12月8日条例第69号

平成16年12月6日条例第58号

平成18年6月19日条例第45号

平成18年12月8日条例第61号

平成19年12月12日条例第67号

平成20年10月10日条例第49号

平成20年12月8日条例第64号

平成21年3月24日条例第22号

平成21年6月19日条例第48号

平成22年6月18日条例第33号

平成22年10月14日条例第47号

平成24年6月19日条例第51号

平成25年6月19日条例第36号

平成25年6月19日条例第37号

平成26年6月20日条例第22号

平成26年10月10日条例第31号

平成26年12月22日条例第44号

平成28年3月22日条例第17号

(一部未施行)

(目的)

第1条 この条例は、新宿区学童クラブ(以下「学童クラブ」という。)に関する事業を行うために学童クラブを設置し、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に遊びと生活の場を与え、もって子育て家庭の支援及び児童の健全な育成を図ることを目的とする。

(名称及び実施場所)

第2条 学童クラブの名称及び実施場所は、別表第1のとおりとする。

(平15条例69・一部改正)

(事業)

第3条 学童クラブに関する事業は、次のとおりとする。

- (1) 遊びと生活の場の提供
- (2) 遊びを通じた集団指導及び生活指導
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業  
(平15条例69・一部改正)

(利用区分)

第3条の2 学童クラブの利用区分は、次のとおりとする。

- (1) 定期利用(第7条の規定により利用の承認を受けた日から当該日が属する年度の末日までの間継続して行う利用をいう。以下同じ。)
- (2) 学校休業期間利用(次に掲げる期間を指定して行う利用をいう。以下同じ。)
  - ア 夏季休業日(前期)(新宿区立学校の管理運営に関する規則(昭和53年新宿区教育委員会規則第6号。以下「学校管理運営規則」という。))第3条の2第1項第1号に規定する夏季休業日のうち、7月の期間をいう。以下同じ。)
  - イ 夏季休業日(後期)(学校管理運営規則第3条の2第1項第1号に規定する夏季休業日のうち、8月の期間をいう。以下同じ。)
  - ウ 冬季休業日(学校管理運営規則第3条の2第1項第2号に規定する冬季休業日をいう。以下同じ。)
  - エ 春季休業日(前期)(学校管理運営規則第3条の2第1項第3号に規定する春季休業日のうち、3月の期間をいう。以下同じ。)
  - オ 春季休業日(後期)(学校管理運営規則第3条の2第1項第3号に規定する春季休業日のうち、4月の期間をいう。以下同じ。)
- (3) 土曜日定期利用(第7条の規定により利用の承認を受けた日から当該日が属する年度の末日までの間継続して行う土曜日のみの利用をいう。以下同じ。)  
(平26条例44・追加、平28条例17・一部改正)

(利用時間)

第4条 定期利用の利用区分による学童クラブの利用時間は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日から金曜日までの日の放課後から午後6時まで(これらの日が学校管理運営規則第3条の2第1項第1号から第3号まで及び第5号に規定する学校の休業日に当たるときは、午前9時から午後6時まで)
  - (2) 土曜日の午前9時から午後6時まで
- 2 前項に規定する利用時間のほか、別表第2に掲げる学童クラブについては次に掲げる時間を、その他の学童クラブについては第2号に掲げる時間をそれぞれその定期利用の利用

区分による利用時間とする。

(1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)の午前8時から午後7時まで

(2) 新宿区規則(以下「規則」という。)で定める時間

3 学校休業期間利用及び土曜日定期利用の利用区分による学童クラブの利用時間は、午前8時から午後7時までとする。

4 前3項の規定にかかわらず、区長は、特に必要があると認めるときは、前3項に規定する利用時間を変更することができる。

(平18条例61・全改、平26条例22・平26条例44・平28条例17・一部改正)

(休業日)

第5条 定期利用の利用区分に係る学童クラブの休業日は、次のとおりとする。ただし、別表第2に掲げる学童クラブの定期利用の利用区分に係る休業日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。

(1) 日曜日

(2) 休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

2 学校休業期間利用の利用区分に係る学童クラブの休業日は、前項各号に掲げるとおりとする。

3 土曜日定期利用の利用区分に係る学童クラブの休業日は、第1項第2号及び第3号に掲げるとおりとする。

4 前3項の規定にかかわらず、区長は、特に必要があると認めるときは、前3項に規定する休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

(平15条例69・旧第4条繰下・一部改正、平18条例61・平26条例22・平26条例44・平28条例17・一部改正)

(利用できる者)

第6条 学童クラブを利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 新宿区の区域内に居住し、小学校に就学している児童で、保護者の就労、疾病等の理由により、学童クラブの利用時間に家庭において継続的に適切な保護が受けられないもの

(2) その他区長が必要があると認める者

(平15条例69・旧第5条繰下・一部改正、平26条例31・一部改正)

(利用の承認)

第7条 学童クラブを利用しようとする児童の保護者は、規則で定めるところにより区長に申請し、承認を受けなければならない。

(平15条例69・旧第6条繰下・一部改正)

第8条 第4条第2項に規定する利用時間に係る定期利用の利用区分による学童クラブの利用の承認は、同条第1項に規定する利用時間について定期利用の利用区分により当該学童クラブの利用の承認を受けた児童の保護者に対してのみ行うことができるものとする。

(平18条例61・全改、平26条例22・平26条例44・一部改正)

(利用の不承認)

第9条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用を承認しないことができる。

- (1) 児童が疾病その他の事由により集団生活に適さないと認められるとき。
- (2) 学童クラブの運営上支障があると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が利用を不相当と認めるとき。

(平15条例69・旧第7条繰下)

(利用の承認の取消し等)

第10条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、学童クラブの利用の承認を取り消し、又は利用を停止することができる。

- (1) 利用の目的に反する行為をしたとき。
- (2) この条例若しくは規則に違反し、又は区長の指示に従わないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めるとき。

(平15条例69・旧第8条繰下)

(利用料)

第11条 定期利用の利用区分により学童クラブを利用することについて承認を受けた児童の保護者は、その児童1人につき月額6,000円を利用料として納付しなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

- 2 前項に規定する利用料のほか、第4条第2項第1号に掲げる時間に別表第2に掲げる学童クラブを定期利用の利用区分により利用することについて承認を受けた児童の保護者は、その児童1人につき1日当たり1,000円を利用料として納付しなければならない。
- 3 第1項に規定する利用料のほか、第4条第2項第2号に掲げる時間に定期利用の利用区分により学童クラブを利用することについて承認を受けた児童の保護者は、その児童1人につき次の各号に掲げる利用の区分に応じ、当該各号に定める額を利用料として納付しなけれ

ばならない。ただし、第2号に掲げる利用に係る利用料として納付すべき額の1か月の合計額が2,000円を超える場合は、当該利用を第1号に掲げる利用とみなし、当該児童の保護者は、2,000円を当該月の利用料として納付するものとする。

(1) 月を単位とする利用 1か月当たり2,000円

(2) 回数を単位とする利用 1回当たり200円

4 学校休業期間利用の利用区分により学童クラブを利用することについて承認を受けた児童の保護者は、その児童1人につき次の各号に掲げる利用の期間の区分に応じ、当該各号に定める額を利用料として納付しなければならない。

(1) 夏季休業日(前期) 2,700円

(2) 夏季休業日(後期) 6,000円

(3) 冬季休業日 1,800円

(4) 春季休業日(前期) 1,500円

(5) 春季休業日(後期) 1,200円

5 土曜日定期利用の利用区分により学童クラブを利用することについて承認を受けた児童の保護者は、その児童1人につき月額1,200円を利用料として納付しなければならない。

(平15条例69・旧第9条繰下・一部改正、平18条例61・平26条例22・平26条例44・平28条例17・一部改正)

(利用料の減免)

第12条 区長は、特に必要があると認めるときは、前条の利用料を減額し、又は免除することができる。

(平15条例69・旧第10条繰下、平28条例17・一部改正)

(利用料の返還)

第13条 既に納付した利用料は返還しない。ただし、区長が特に必要があると認めるときは、これを返還することができる。

(平15条例69・旧第11条繰下)

(規則への委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平15条例69・旧第12条繰下、平19条例67・一部改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第9条から第11条までの規定は、平成12年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に新宿区学童クラブ事業運営要綱(平成4年1月14日3新厚管第1438号)による利用の承認を受けている者は、この条例による利用の承認を受けたものとみなす。
- 3 第9条の規定の適用については、平成12年度の利用料にあつては、この規定中「6,000円」とあるのは「4,000円」と、平成13年度の利用料にあつては、この規定中「6,000円」とあるのは「5,000円」とする。

附 則(平成15年12月8日条例第69号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 第1条による改正後の新宿区学童クラブ条例の規定は、平成16年4月1日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。

附 則(平成16年12月6日条例第58号)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行に伴う富久小学校内学童クラブの利用の申請、承認その他の富久小学校内学童クラブの利用に関し必要な手続は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則(平成18年6月19日条例第45号)

この条例は、平成18年8月25日から施行する。

附 則(平成18年12月8日条例第61号)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 百人町学童クラブ及び西落合学童クラブの利用(この条例による改正後の新宿区学童クラブ条例第4条第2項第2号に掲げる時間に係るものに限る。以下同じ。)の申請及び承認その他の百人町学童クラブ及び西落合学童クラブの利用に関し必要な手続並びに戸山小学校内学童クラブの利用の申請及び承認その他の戸山小学校内学童クラブの利用に関し必要な手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則(平成19年12月12日条例第67号)

この条例は、平成20年4月7日から施行する。

ただし、第14条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年10月10日条例第49号)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 四谷第六小学校内学童クラブの利用の申請及び承認その他の四谷第六小学校内学童クラブの利用に関し必要な手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則(平成20年12月8日条例第64号)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の信濃町学童クラブの利用(新宿区学童クラブ条例第4条第2項第2号に掲げる時間に係るものに限る。以下同じ。)に係る申請及び承認その他の施行日以後の信濃町学童クラブの利用に関し必要な手続は、施行日前においても行うことができる。

附 則(平成21年3月24日条例第22号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年6月19日条例第48号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 次項の規定 公布の日
  - (2) 別表第1高田馬場第一学童クラブの項の改正規定 公布の日から起算して1年1か月を超えない範囲内において新宿区規則で定める日

(平成22年7月16日規則第66号により、平成22年7月18日から施行)

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の高田馬場第一学童クラブ、上落合学童クラブ及び北新宿第一学童クラブの利用(新宿区学童クラブ条例第4条第2項第2号に掲げる時間に係るものに限る。以下同じ。)に係る申請及び承認その他の施行日以後の高田馬場第一学童クラブ、上落合学童クラブ及び北新宿第一学童クラブの利用に関し必要な手続は、施行日前においても行うことができる。

附 則(平成22年6月18日条例第33号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行

する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の富久町学童クラブの利用(新宿区学童クラブ条例第4条第2項第2号に掲げる時間に係るものに限る。以下同じ。)に係る申請及び承認その他の施行日以後の富久町学童クラブの利用に関し必要な手続は、施行日前においても行うことができる。

附 則(平成22年10月14日条例第47号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 東戸山小学校内学童クラブ、大久保小学校内学童クラブ及び子ども総合センター内学童クラブの利用に係る申請及び承認その他のこれらの学童クラブの利用に関し必要な手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則(平成24年6月19日条例第51号)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項及び附則第3項の規定 公布の日

(2) 別表第1中落合学童クラブの項の改正規定及び別表第2の改正規定(「高田馬場第一学童クラブ」の次に「、落合第一小学校内学童クラブ」を加える部分に限る。) 公布の日から起算して10月を超えない範囲内において新宿区規則で定める日

(平成25年3月26日規則第18号により、平成25年4月1日から施行)

- 2 中町学童クラブ及び東五軒町学童クラブの利用(この条例による改正後の新宿区学童クラブ条例(以下「改正後の条例」という。)第4条第2項第2号に掲げる時間に係るものに限る。以下この項において同じ。)に係る改正後の条例第7条から第10条までの規定による申請及び承認その他のこれらの学童クラブの利用のために必要な行為は、この条例の施行の日前においても、これらの規定の例により行うことができる。
- 3 落合第一小学校内学童クラブに係る改正後の条例第7条から第10条までの規定による利用の申請及び承認その他の落合第一小学校内学童クラブの利用のために必要な行為は、附則第1項第2号に掲げる改正規定の施行の日前においても、改正後の条例第7条から第10条までの規定の例により行うことができる。



- 4 附則第1項第2号に掲げる改正規定の施行の日が平成25年4月1日後となる場合においては、同日から同号に掲げる改正規定の施行の日の前日までの間における改正後の条例別表第2の規定の適用については、同表中「高田馬場第一学童クラブ」とあるのは、「高田馬場第一学童クラブ、中落合学童クラブ」とする。

附 則(平成25年6月19日条例第36号)抄  
(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成25年6月19日条例第37号)  
(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 本塩町学童クラブ、北山伏学童クラブ、薬王寺学童クラブ及び北新宿第二学童クラブに係るこの条例による改正後の新宿区学童クラブ条例(以下「改正後の条例」という。)第7条から第10条までの規定による利用(改正後の条例第4条第2項第2号に掲げる時間に係るものに限る。以下同じ。)の申請及び承認その他の利用に関し必要な行為は、この条例の施行の前においても、改正後の条例第7条から第10条までの規定の例により行うことができる。

附 則(平成26年6月20日条例第22号)  
(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 高田馬場第二学童クラブ及び中井学童クラブに係るこの条例による改正後の新宿区学童クラブ条例(以下「改正後の条例」という。)第7条から第10条までの規定による利用(改正後の条例第4条第2項第2号に掲げる時間に係るものに限る。以下この項において同じ。)の申請及び承認その他の利用に関し必要な行為は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、改正後の条例第7条から第10条までの規定の例により行うことができる。

- 3 戸塚第二小学校内学童クラブ及び落合第四小学校内学童クラブに係る改正後の条例第7条から第10条までの規定による利用の申請及び承認その他の利用に関し必要な行為は、

施行日前においても、これらの規定の例により行うことができる。

附 則(平成26年10月10日条例第31号)

(施行期日)

- 1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行の日=平成27年4月1日)

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の新宿区学童クラブ条例(以下「改正後の条例」という。)第7条から第10条までの規定による利用(この条例の施行の日において改正後の条例第6条第1号に該当することとなる者(この条例による改正前の第6条第1号の規定を適用したならば、同号に該当することとなる者を除く。))に係るものに限る。以下同じ。)の申請及び承認その他の利用に関し必要な行為は、同日前においても、改正後の条例第7条から第10条までの規定の例により行うことができる。

附 則(平成26年12月22日条例第44号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の新宿区学童クラブ条例(以下「改正後の条例」という。)第7条、第9条及び第10条の規定による利用(改正後の条例第3条の2第2号に規定する学校休業期間利用の利用区分によるものに限る。以下同じ。)の申請及び承認その他の利用に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても、改正後の条例第7条、第9条及び第10条の規定の例により行うことができる。

附 則(平成28年3月22日条例第17号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(準備行為)

2 第1条の規定による改正後の新宿区学童クラブ条例(以下「改正後の条例」という。)第7条、第9条及び第10条の規定による利用(改正後の条例第3条の2第3号に規定する土曜日定期利用の利用区分によるものに限る。以下この項において同じ。)の申請及び承認その他の利用に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても、改正後の条例第7条、第9条及び第10条の規定の例により行うことができる。

別表第1(第2条関係)

(平22条例47・全改、平24条例51・平25条例36・平26条例22・一部改正)

| 名称            | 実施場所                                 |
|---------------|--------------------------------------|
| 信濃町学童クラブ      | 東京都新宿区信濃町20番地<br>新宿区立信濃町子ども家庭支援センター内 |
| 本塩町学童クラブ      | 東京都新宿区本塩町8番地<br>新宿区立本塩町児童館内          |
| 四谷第六小学校内学童クラブ | 東京都新宿区大京町30番地<br>新宿区立四谷第六小学校内        |
| 北山伏学童クラブ      | 東京都新宿区北山伏町2番17号<br>新宿区立北山伏児童館内       |
| 中町学童クラブ       | 東京都新宿区中町25番地<br>新宿区立中町児童館内           |
| 東五軒町学童クラブ     | 東京都新宿区東五軒町5番24号<br>新宿区立東五軒町児童館内      |
| 榎町学童クラブ       | 東京都新宿区榎町36番地<br>新宿区立榎町子ども家庭支援センター内   |
| 薬王寺学童クラブ      | 東京都新宿区市谷薬王寺町51番地<br>新宿区立薬王寺児童館内      |
| 早稲田南町学童クラブ    | 東京都新宿区早稲田南町50番地<br>新宿区立早稲田南町児童館内     |
| 富久小学校内学童クラブ   | 東京都新宿区富久町7番24号<br>新宿区立富久小学校内         |
| 富久町学童クラブ      | 東京都新宿区富久町22番21号<br>新宿区立富久町児童館内       |

|                 |  |
|-----------------|--|
| 東戸山小学校内学童クラブ    | 東京都新宿区戸山二丁目34番2号<br>新宿区立東戸山小学校内          |
| 大久保小学校内学童クラブ    | 東京都新宿区大久保一丁目1番21号<br>新宿区立大久保小学校内         |
| 子ども総合センター内学童クラブ | 東京都新宿区新宿七丁目3番29号<br>新宿区立子ども総合センター内       |
| 戸山小学校内学童クラブ     | 東京都新宿区百人町二丁目1番38号<br>新宿区立戸山小学校内          |
| 百人町学童クラブ        | 東京都新宿区百人町二丁目18番21号<br>新宿区立百人町児童館内        |
| 高田馬場第一学童クラブ     | 東京都新宿区高田馬場三丁目18番21号<br>新宿区立高田馬場第一児童館内    |
| 高田馬場第二学童クラブ     | 東京都新宿区高田馬場一丁目4番17号<br>新宿区立高田馬場第二児童館内     |
| 戸塚第二小学校内学童クラブ   | 東京都新宿区高田馬場一丁目25番21号<br>新宿区立戸塚第二小学校内      |
| 落合第一小学校内学童クラブ   | 東京都新宿区中落合二丁目13番27号<br>新宿区立落合第一小学校内       |
| 落合第四小学校内学童クラブ   | 東京都新宿区下落合二丁目9番34号<br>新宿区立落合第四小学校内        |
| 上落合学童クラブ        | 東京都新宿区上落合二丁目28番8号<br>新宿区立上落合児童館内         |
| 中井学童クラブ         | 東京都新宿区中井一丁目8番12号<br>新宿区立中井児童館内           |
| 西落合学童クラブ        | 東京都新宿区西落合一丁目31番24号<br>新宿区立西落合児童館内        |
| 北新宿第一学童クラブ      | 東京都新宿区北新宿二丁目3番7号<br>新宿区立北新宿第一児童館内        |
| 北新宿第二学童クラブ      | 東京都新宿区北新宿三丁目20番2号<br>新宿区立北新宿子ども家庭支援センター内 |

西新宿学童クラブ

東京都新宿区西新宿四丁目35番28号  
新宿区立西新宿児童館内

別表第2(第4条、第5条、第11条関係)

(平18条例61・追加、平22条例47・一部改正、平26条例22・旧別表第3繰上・一部改正)

榎町学童クラブ、早稲田南町学童クラブ、富久小学校内学童クラブ、西新宿学童クラブ